

岩手県告示第131号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和3年岩手県告示第747号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局長から次のとおり通知があった。

令和4年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手県内の一級河川指定区間及び二級河川
- 2 実施した期間 令和3年10月15日から令和4年2月25日まで
- 3 実施した公共測量の種類 航空レーザ測量